

令和6年流山市教育委員会会議第10回定例会会議録

- 1 日 時 令和6年10月24日（木曜日）
開会 午後4時05分
閉会 午後4時50分
- 2 場 所 流山市役所 301会議室
- 3 出席委員 教 育 長 吉田 瑞穂
教育長職務代理者 宮田 義則
委 員 山本 正子
委 員 羽中田 彩記子
委 員 宮本 尚子
委 員 勝本 正實
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴者 なし
- 6 出席職員 教育総務部長兼学校施設課長 大塚 昌浩
学校教育部長 南 暁男
教育総務部次長兼教育総務課長 新倉 英之
学校教育部次長兼学校教育課長 澁木 宏紀
生涯学習部次長
兼文化芸術・生涯学習課長 寺門 宏晋
指導課長 郡司 美紀
スポーツ振興課長 小池 昌樹
公民館長 佐々木 武男
図書館長 伊原 純子
博物館長 北澤 滋
学校施設課長補佐 横尾 伸一
いじめ防止相談対策室長 吉川 正一
指導課長補佐 北野 美紀

7	事務局職員	教育総務課長補佐	遠山 美保
		教育総務課主事	石戸 寛諭
		教育総務課会計年度任用職員	寺坂 真佐美

8 議案等

議案第25号 流山市学校給食共同調理場管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

議案第26号 教育委員会表彰について

報告第9号 臨時代理の報告について（流山市青少年指導センター運営協議会委員の委嘱について）

報告第10号 臨時代理の報告について（流山市文化財審議会委員の委嘱について）

報告第11号 臨時代理の報告について（流山市史編さん審議会委員の委嘱について）

9 議事の内容

（開会 午後4時05分）

吉田教育長 ただいまから、令和6年流山市教育委員会会議第10回定例会を開会します。

まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定において、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うとされております。つきましては、本日10月24日付けで 宮田 義則委員を教育長職務代理者に指名申し上げたことを御報告いたします。

次に、令和6年流山市教育委員会会議第9回定例会の会議録をお配りしておりますが、御意見、御指摘ございますか。

（特になし との声あり）

吉田教育長 特になしということですので、承認ということにします。

ここで、議事日程の追加があります。

10月23日付けで、議案第26号「教育委員会表彰について」が追加されたことから、当該議案を議事日程に追加することに御異議ありませんか。

（異議なし との声あり）

吉田教育長	御異議なしと認めます。 よって、議案第２６号は議事日程に追加し、議題とすることに決しました。 これより議事に入ります。 議案第２５号「流山市学校給食共同調理場管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。
学校教育部次長	当該規則は、昭和６１年に定めた「流山市学校給食共同調理場の設置等に関する条例」に基づき、学校給食の円滑な実施のため開催する流山市学校給食共同調理場運営委員会の、委員や会議開催回数等を定めるものです。今回の規則改正は２点あります。１点目は、大幅な環境改善を背景に、会議開催頻度を４調理場それぞれについて、「原則として学期ごとにそれぞれ１回」との定めを、「必要に応じて」と改正するものです。２点目は、近年ＰＴＡの名称を使わない学校もあることから、「ＰＴＡ代表」の文言を「保護者代表」と改正するものです。
吉田教育長	本案について質疑等ありましたらお願いします。
羽中田委員	「会長が招集する」とありますが、会長とはどのような方ですか。
教育総務課長	新旧対照表２ページ目の第６条に会長、副会長についての規定があり、「会長及び副会長は、委員の互選によって定める」ということで、この中からどなたかを選任しているということです。
吉田教育長	ほかに御質問はありますか。 （特になし　との声あり）
吉田教育長	特にないようですので、質疑等を終結します。 議案第２５号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。 （異議なし　との声あり）
吉田教育長	御異議なしと認めます。よって議案第２５号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第26号「教育委員会表彰について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

学校教育部次長

今回の表彰は、流山市教育功労者表彰となります。今年度は5名を表彰の候補としており、流山市立八木北小学校校長 橋本 由美子、流山市立江戸川台小学校校長 田中 明子、流山市立南流山小学校校長 小島 秀代、流山市立おおたかの森小学校校長 角 龍幸、流山市立常盤松中学校校長 佐藤 専太郎、以上5名の受賞となります。この理由としては、流山市教育委員会表彰規則第3条第1項第1号に該当する者を表彰するためです。これについては多年教員として勤務し、職務上の成績が特に優秀で、他の模範とするに足るものという表彰理由です。

吉田教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

吉田教育長

質問がないようですので、質疑等を終結します。

議案第26号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

吉田教育長

御異議なしと認めます。よって議案第26号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、報告第9号「臨時代理の報告について（流山市青少年指導センター運営協議会委員の委嘱について）」を議題とします。報告理由の説明を求めます。

文化芸術・生涯学習課長

流山市青少年指導センター運営協議会は、青少年指導センターの運営に関し必要な調査及び審議を行い、市長に答申し、または建議するとし、条例の定めにより設置しているものです。流山市青少年指導センター運営協議会委員については、令和5年流山市教育委員会会議第5回定例会において、新たな委員15名の委嘱について議案を提出し、ご承認いただいたところです。このうち、第7号教育委員会教育長の田中 弘美氏が、令和6年9月末をもって退任されたことから、後任の吉田 瑞穂氏を委員に委嘱したものです。

吉田教育長	本案について質疑等ありましたらお願いします。
勝本委員	青少年指導センターの具体的な役割を教えてください。また、この協議会は年何回開かれるか決まっているのか、それとも臨時に開くような形ですか。
文化芸術・生涯学習課長	流山市青少年指導センター運営協議会は、千葉県職員や警察関係ほか、有識者や公募市民16名で構成しており、同センターの運営全般に関し、それぞれのお立場からの御意見をいただくための機関として設置しているもので、会議開催は通常年1回を基本としています。
吉田教育長	ほかに御質問はありますか。 (特になし との声あり)
吉田教育長	特にないようですので、質疑等を終結します。 報告第9号は、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。 (異議なし との声あり)
吉田教育長	御異議なしと認めます。よって報告第9号は、原案のとおり了承することに決しました。 次に、報告第10号「臨時代理の報告について（流山市文化財審議会委員の委嘱について）」を議題とします。報告理由の説明を求めます。
博物館長	文化財審議会委員は2年の任期ということで、令和6年9月30日をもって委嘱期間が終了し、新たに令和6年10月1日から令和8年9月30日までの期間を委嘱するものです。定数は10名なのですが、今回は7名の委嘱をしております。7名になった要因ですが、本来審議会については公募委員が求められるところですが、今回募集をしたところ公募の申請が1件もございませんでした。そのため現在改めて募集をかけており、現在3名の応募があります。今後、面接選考等を含めて委嘱をする予定となっています。

吉田教育長	本案について質疑等ありましたらお願いします。 (特になし との声あり)
吉田教育長	質問がないようですので、質疑等を終結します。 報告第 10 号は、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。 (異議なし との声あり)
吉田教育長	御異議なしと認めます。よって報告第 10 号は、原案のとおり了承することに決しました。 次に、報告第 11 号「臨時代理の報告について（流山市史編さん審議会委員の委嘱について）」を議題とします。報告理由の説明を求めます。
博物館長	文化財審議会同様、こちらも 9 月 30 日をもって委嘱期間が終了しましたので、新たに審議会委員を委嘱するものです。今回委嘱する委員は、学識経験者 6 名、公募委員 2 名の計 8 名です。こちらについては、学識経験者 1 名が 9 月 30 日をもって更新をしないということで退任しており、現在 1 名欠員となっていますが、今後 1 名追加をする予定です。公募委員については 3 名募集のところ 2 名の応募があり、今回その 2 名について委嘱をするものです。
吉田教育長	本案について質疑等ありましたらお願いします。 (特になし との声あり)
吉田教育長	質問がないようですので、質疑等を終結します。 報告第 11 号は、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。 (異議なし との声あり)
吉田教育長	御異議なしと認めます。よって報告第 11 号は、原案のとおり了承することに決しました。 次に、各課等事務連絡に移ります。指導課からお願いします。

指導課長	(流山市教育振興基本計画(案)に係るパブリックコメント手続きの実施について、千葉県科学作品展結果について、葛北駅伝大会結果について、東葛飾駅伝大会結果について)
文化芸術・生涯学習課長	(青少年主張大会の開催結果について)
スポーツ振興課長	(流山スポーツフィールド(A面)人工芝化に関するアンケート結果について、「ながれやまスポーツフェスタ2024」の開催について)
吉田教育長	以上の各課等事務連絡への質疑等がありましたらお願いします。
宮本委員	流山スポーツフィールドの人工芝化について、自分の子どももサッカーをやっているのですが、やっとだという感じで子どもたちも非常に喜んでいます。今回A面の人工芝化ということで、照明もA面のみののでしょうか。
スポーツ振興課長	照明については、グラウンドはA面、それと駐車場のみになります。
宮本委員	暑さなどもあり日中は使いづらいので、夕方涼しくなってから使えるとよいと思っており、B面は野球をする方もいるので人工芝化は難しいかと思いますが、照明を付けてくれると夕方以降も使えてよいのではないかと思います。
羽中田委員	先日行われた青少年主張大会の審査をしましたが、非常に僅差で、審査するのに悩みました。どの主張も内容的に優れていましたし、指導も入っていることも感じましたし、表現力も素晴らしかったと思います。上位の方が流山市青少年健全育成推進大会で発表するということですが、このように最優秀賞、優秀賞、優良賞、奨励賞と分けてしまうことが、審査をした者としては心苦しいという感想を持ちました。最優秀賞は決めるにしても、その他なかなか優劣つけがたいところで、この賞の決め方も今後考えていただけるといいかなと感じました。
吉田教育長	少し補足すると、1点から100点まで1点刻みで各審査員が点をつけるのですが、50点から100点の間でつけている方もいれば、ほとんど全員

90点以上という方もいて、審査員によりかなり差がある、差がないという問題が生じていました。昨年度5点刻みにして同点が出たため今年度は1点刻みにしたのですが、50点から100点の間で点をつけている方の結果によりほぼ決まったというところもあり、点数のつけ方についてはもう少し検討してもよいかと思います。仮に同点になった場合は審査員長が選ぶという形にしていれば、少し違ったかと思います。1点から10点までの間で点をつけ、同点になったら審査員長が決定するというやり方もあるかなとは少し感じました。

羽中田委員

同点にならないように1点刻みということに違和感を覚えました。同点になるのは仕方がないと思います。好みもありますし、こうしたものは審査するのは難しいと思います。1点から10点までの間で点数をつければはっきりするのかないかと思いました。今回100点満点で1点刻みになったことが、逆にやりにくかったという感想を持ちました。

勝本委員

本当にそれほど差があるわけではなく、それぞれに良い発表だったので、今お話があったように、10点満点にして同点になった場合は審査員で相談をして選ぶ方がよいかと感じます。来年はそうした形で行ってみて判断したらどうかと思います。

とても驚いたのは、皆さん原稿を見ず前を向いて話していたことです。中高生のなせる技というか、記憶力のすばらしさを感じましたが、やはりあの場で発表できるようにするため相当練習をして、恐らく先生の力や親の力もこもっているかもしれませんが、本当にすごいなと思いました。

宮本委員

会場に各学校からクラスの子が発表者の応援に来るというのはよいと思っていて、バスの手配等難しいとは思いますが、同学年の他の学校の子の主張も生で聞けるというのも、良いことではないかと思いました。また、当日急遽欠席となってしまった方がいて非常に残念だったと思いますが、そうした場合、事前にビデオを撮ったものを流すのもよいのではないかと思います。

吉田教育長

そうした検討もしてもらえればと思います。
そのほか、何かございますか。

(特になし との声あり)

吉田教育長

特にないようですので、各課等事務連絡についての質疑等を終了します。
以上をもって、本日教育委員会会議に付議された案件の審議は終了いたしました。

以上で、令和6年流山市教育委員会会議第10回定例会を終了します。

(閉会 午後4時50分)